

身親医療証の一斉交付について

「重度心身障がい(児)者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」は、毎年6月末日が有効期限となり、対象となる方にお知らせをお送りしていますので、下記の表を参照のうえ更新手続きを行ってください。

期日	6月24日(火)			6月25日(水)	6月26日(木)
時間	午前9時～ 午前10時	午前10時30分～ 午前11時30分	午後2時～ 午後3時30分	午前8時30分～ 午後5時	午前8時30分～ 午後5時
場所	及位地区 総合施設	釜淵地区 総合施設	安楽城地区 総合施設	役場町民課窓口	役場町民課窓口
当該地区	及位地区	三滝、春木、釜淵、 八敷代、大滝、 小又、川舟沢	大沢・差首鍋地区	関栗、荒木、川ノ内、 平岡、新田平岡、漆坊、 糸出、高沢、安久土、 秋山、宮沢、宮町、 曙町、本町、元町	新橋通り、栄町、末広町、 新栄町、東町、南町、 新町、木ノ下、内町、 長沢前、野々村、共栄、 梅の里団地、駅西住宅

※上記の日程以降であれば、役場町民課窓口でお手続きいただけます。

身 重度心身障がい(児)者医療証

身体または精神に著しい障がいを持つ方が、必要な医療を受けられるよう医療費の自己負担額の一部または全部を助成する制度です。

医療証が交付された方は、所得税の課税状況により、医療費の窓口負担が軽減されます。(非課税の場合は医療費負担なし。)



親 ひとり親家庭等医療証

ひとり親家庭の医療費の負担を軽減することにより、生活の安定と自立の促進を図るための制度です。ただし、お子さんを扶養している方が、所得税非課税であることが条件となります。

山形県外の病院等でも使えるの？

※身及び親の医療証は、山形県外では使用できません。県外で病院等にかかったときは、病院等で支払った領収書をお持ちいただくと役場町民課窓口で医療費の返還手続きができます。

【医療費返還の手続きに必要なもの】

- ①病院等の領収書、②印かん(認め印)、③振込先の通帳

小学1年生～3年生のお子様をお持ちの方へ

現在お持ちの子育て支援医療証は、県の医療制度の変更により7月1日から使用できなくなるため、更新手続きが必要です。後日、最上地区広域連合から申請書が送付されますので、役場町民課窓口で更新手続きを行ってください。

【更新手続きに必要なもの】

- ①申請書、②印かん(認め印)、③お子さんの保険証、④子育て医療証、
⑤平成25年の源泉徴収票または確定申告書の写し(平成26年1月2日以降に真室川町に転入された方のみ)

注意!!

- ・更新手続きには、現在お持ちの子育て医療証が必ず必要です。
- ・7月以降に現在お持ちの医療証を使用することはできません。

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎ 6 2 - 2 1 1 1 (内線 233)

消防学校一日防災体験入校

受付期間

7月16日(水)
7月3日(木)

●日時：7月27日(日) 10時～15時
●対象：小学生とその保護者(参加費1人500円)
●消防学校 ☎ 0235-661422(土・日)
●防災学習館 ☎ 0235-661422